

【説明書】原子力災害用安定ヨウ素剤について

禁 止 事 項

- ・ヨウ素を含む医薬品を服用した後、じんましん、呼吸困難や血圧低下などの症状を経験された方、及び、ヨウ素アレルギーと診断されたことのある方は、絶対服用しない。これに該当する方は、速やかに安定ヨウ素剤を返却して下さい。
- ・第三者に譲り渡さない。

服 用 方 法

- ・原子力災害時に国・道や町から指示があった場合にのみ服用して下さい。
それ以外には服用しないで下さい。
- ・安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制する効果がありますが、それ以外の放射線防護効果はありませんので、緊急時に避難や屋内退避の指示がある場合には、その指示に従い行動して下さい。
- ・以下の服用量を必ず守って下さい。多く服用しても、防護効果は上がりません。
過剰に服用すると、副作用が発生する可能性が高まります。

年齢	服用剤形	服用量
新生児	ゼリー剤	16.3mg
生後1か月以上、3歳未満	ゼリー剤	32.5mg
3歳以上13歳未満	丸薬	1丸
13歳以上	丸薬	2丸

※丸薬の服用が困難な方は相談して下さい。

- ・国・道や町から特別な指示がない限り、複数回にわたり服用しないで下さい。
- ・服用に当たっては、できる限り、ご家族の方と一緒に服用してください。万が一、ご自身やご家族の方が体調に異変（呼吸困難、関節痛、発疹など）を感じた場合には、お近くの医師や医療機関、下記相談窓口ご連絡して下さい。
- ・妊娠中や授乳中の方が服用した場合には、下記相談窓口にご相談して下さい。

連絡先（相談窓口）

北海道後志総合振興局 保健環境部（倶知安保健所）	0136-23-1914
北海道後志総合振興局 岩内地域保健室（岩内保健所）	0135-62-1537
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課	011-204-5250
余市町役場地域協働推進課	0135-21-2142

要配慮者（避難行動要支援者）の
避難・一時移転について

要配慮者とは、高齢者や障がい者、乳幼児など災害時に特に配慮を必要とする方のことをいいます。

また、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方を避難行動要支援者として位置付けています。

町では、高齢者や障がい者など災害時に特に支援を必要とする方の名簿を作成し、消防、警察、区会、民生委員などの支援者間で名簿を共有します。

また、個人ごとに必要とする支援の内容を確認するため、個別計画を作成し、災害時に支援をする支援者を複数名マッチングします。

